

答 申 書
(答申第150号)
平成24年11月5日

1 審査会の結論

異議申立人に関する事故報告書のうち、事故者の平素の状況（評価を伴わないものを除く。）及び事前における当該職員の状況並びに陳述書、〇〇〇教育委員会の見解対照表の4、5及び7枚目のうち、異議申立人についての評価、見解等にかかわる記述部分並びに異議申立人の懲戒処分に係る説明資料2のうち、事故者の平素の状況（評価を伴わないものを除く。）を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、異議申立人に係る平成〇年〇月〇日付けで懲戒免職処分を受けるまでの手続に関する書類である。

イ 北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、平成〇年〇月〇日付けで懲戒処分された異議申立人に関する事故報告書等及び処分に関する決定書、〇〇教育局から総務政策局教職員課への提供資料、総務政策局総務課から総務政策局教職員課への提供資料並びにその他平成〇年〇月〇日付け懲戒処分された異議申立人の処分に関する公文書を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報の一部が、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）又は同項第9号に規定する非開示情報（以下「9号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件処分の理由は、学校長の年齢並びに異議申立人以外の処分を受けた者の氏名及び所属学校名（学校種別を除く。）については2号情報に、異議申立人に関する事故報告書のうち、事故者の平素の状況（評価を伴わないものを除く。）及び事前における当該職員の状況並びに陳述書、〇〇〇教育委員会の見解対照表の4、5及び7枚目のうち、異議申立人についての評価、見解等にかかわる記述部分並びに異議申立人の懲戒処分に係る説明資料2のうち、事故者の平素の状況（評価を伴わないものを除く。）については9号情報に該当するとして、それぞれ当該部分を非開示としたものである。

異議申立人は、このうち9号情報を根拠に非開示とした処分を取り消し、その全部の開示を求めていることから、本件処分のうちこれを非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 9号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第9号は、人事管理に係る事務に関する個人情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、異議申立人の平素の状況等の非開示部分については、異議申立人に対する評価又は判断を伴う個人情報であり、これを開示することとなると、所属長等は摩擦等が生ずることをおそれて、自らの率直な意見を記入せず、当たり障りのない評価等を記載することとなるのが危惧される。その結果、異議申立人の評価が形骸化し、教育委員会での審議において、必要な情報が十分伝わらなくなり、公正な判断を行うことができなくなるものと考えられることから、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあり、条例第16条第1項第9号に該当する旨主張する。

ウ 異議申立人は、実施機関が主張する「公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずる

おそれ」については抽象的な可能性でしかなく、実施機関は一般的な説明に止まらず、本件処分において、具体的にどのような支障があるとの説明がなされていないこと、また、異議申立人の復職の可能性は低く、非開示部分を開示することにより、異議申立人と実施機関との摩擦が生ずる可能性は低いなどとして、9号情報に該当しない旨主張する。

エ 実施機関は、異議申立人に関する事故報告書のうち、事故者の平素の状況（評価を伴わないものを除く。）として性格、能力、サービスの状況、身体状況、経済状況、交友関係、児童生徒、保護者の信頼度及びその他参考となる事項並びに事前における当該職員の状況並びに陳述書、〇〇〇教育委員会の見解対照表の4、5及び7枚目のうち、異議申立人についての評価、見解等にかかわる記述部分並びに異議申立人の懲戒処分に係る説明資料2のうち、事故者の平素の状況（評価を伴わないものを除く。）として性格、能力、サービスの状況、経済状況、交友関係及び生徒、保護者の信頼度の各項目に記述された部分を非開示としている。

当該非開示部分には、異議申立人についての所属長等の評価、見解等が具体的かつ詳細に記述されていることが認められる。

当審査会としては、実施機関が主張するとおり、このような人事管理に関する情報が開示されることにより、同種の事務に関して、事故者を指導、監督し評価を行う所属長等が批判、中傷等の摩擦をおそれて、率直な意見を記載せず、当たり障りのない評価や見解を記載することが危惧され、その結果、評価や見解等が形骸化、空洞化し、実施機関に必要な情報が十分に伝わらなくなり、懲戒処分に係る事務に関して公正な判断を行うことができなくなるおそれがあると判断する。

したがって、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるものであるから、9号情報に該当するものと判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 7 月 25日	○ 諮問書の受理（諮問番号411） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成24年 8 月 14日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号411） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成24年 9 月 13日	○ 異議申立人から意見陳述内容要旨を受理
平成24年 9 月 19日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成24年10月10日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
平成24年10月30日 （第62回審査会）	○ 答申案審議

平成24年11月 5 日	○ 答申
--------------	------